

地域包括ケア病棟のご案内

地域包括ケア病棟とは？

通常では、急性期の治療が終了し病状が安定すると退院となります。当病棟は、自宅や施設での療養に不安がある場合や、もう少しの入院治療や教育で在宅復帰が見込まれる患者さんに対して、医師・看護師・リハビリ担当者・医療ソーシャルワーカー等が協力し、在宅復帰支援を行い、自宅や施設への退院を目指す病棟です。

また、病状によっては当病棟へ直接入院し、治療を受けることもあります。

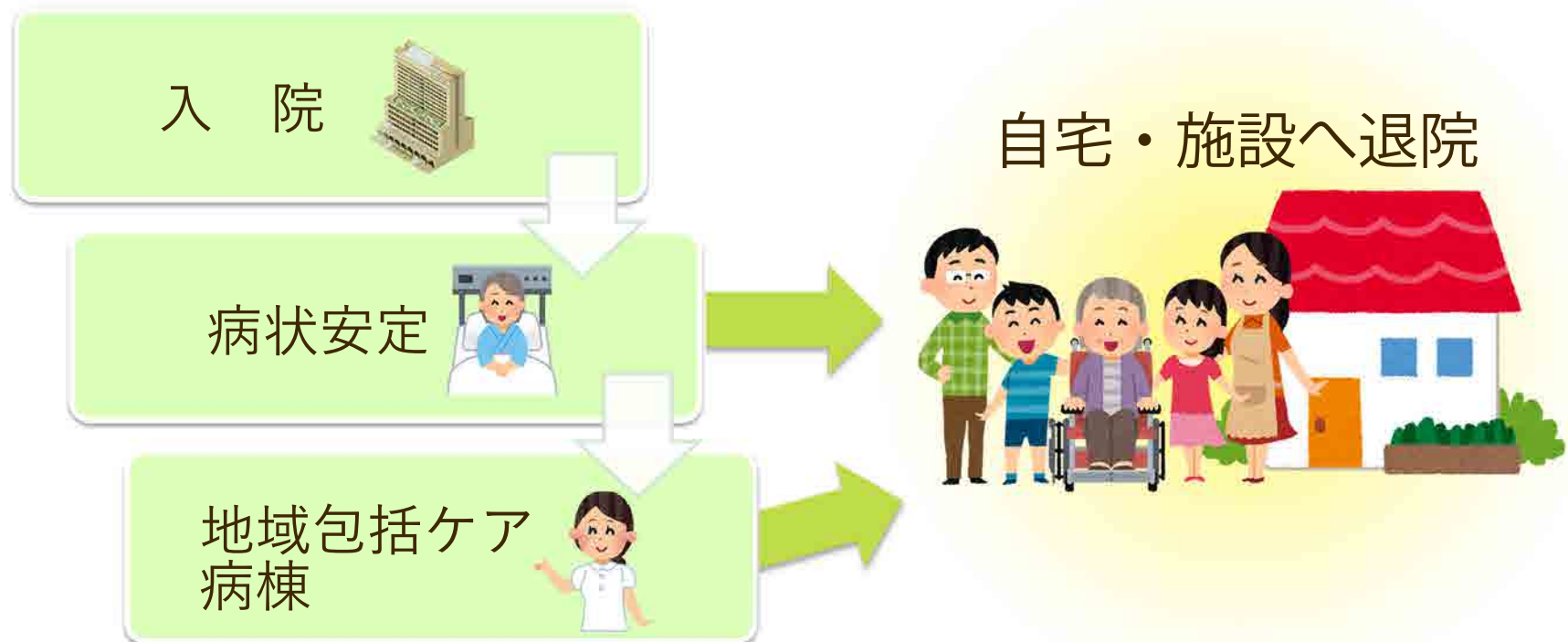
対象となる患者さんは？

- * 自宅あるいは施設に退院できる方
- * 急性期の治療が終了し病状は安定したが、自宅や施設での療養に不安がある方
- * 自宅や施設に退院するために、医療処置や介護等のトレーニングが必要な方
- * 自宅や施設に退院するために、療養環境の準備が必要な方

入院期間は？

自宅や施設での療養が可能な状況になったら退院となります。

※保険診療上60日を超える入院はできません。



入院費について

入院費は地域包括ケア病棟入院料として計算します。1ヶ月の医療費負担の上限は一般病棟と変わりません。「限度適用認定証」をご提示していただくことで、支払額は自己負担限度額までとなります。

ご不明な点につきましては医事課におたずね下さい。